



2024年2月8日

各位

会社名 株式会社 南 陽
代表者名 代表取締役社長 篠崎 学
(コード番号：7417 東証スタンダード市場・福証)
問合せ先 執行役員経理部長 井上 毅
TEL 092-472-7331

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更、配当方針の変更並びに 株主優待制度に関するお知らせ

当社は、2024年2月8日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更、配当方針の変更並びに株主優待制度について決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げるとともに、流通株式数の増加により株式の流動性を高め、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の更なる拡大をはかることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2024年3月31日(日)(当日は株主名簿管理人の休業日につき実質は3月29日(金))を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載された株主の有する当社普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	6,615,070株
今回の分割により増加する株式数	6,615,070株
株式分割後の発行済株式総数	13,230,140株
株式分割後の発行可能株式総数	38,536,000株

③分割の日程

基準日公告日(予定)	2024年3月15日(金)
基準日	2024年3月31日(日)
効力発生日	2024年4月1日(月)

④資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

2. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

株式分割に伴い、会社法 184 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社定款の第 6 条を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>19,268,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>38,536,000</u> 株とする。

(3) 定款変更の日程

取締役会決議日：2024 年 2 月 8 日

効力発生日：2024 年 4 月 1 日

3. 配当方針の変更について

今回の株式分割は、効力発生日が 2024 年 4 月 1 日であるため、2024 年 3 月 31 日を基準日とする 2024 年 3 月期の期末配当につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

なお、2024 年 3 月期の期末配当に関しましては、本日公表の「2024 年 3 月期配当予想の修正（設立 70 周年記念配当）に関するお知らせ」をご参照ください。

今回の株式分割に伴い、2025 年 3 月期以降の配当方針につきましては、本日付の取締役会において、下記のとおり決議いたしております。(下線部は変更箇所を示しております。)

(変更前)

当社は経営の合理化、効率化を推進し、収益力の向上、財務体質の強化をはかるとともに、安定配当を維持しながら連結純利益の状況に応じて配当額の向上に取り組むため、配当性向については連結純利益の 30%程度を維持し、中間配当、期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。また、利益水準に関わらず安定配当として 1 株につき年間 30 円の配当を維持いたします。ただし、連結純利益が配当総額を下回る場合は、連結純利益の範囲内での配当といたします。

(変更後)

当社は経営の合理化、効率化を推進し、収益力の向上、財務体質の強化をはかるとともに、安定配当を維持しながら連結純利益の状況に応じて配当額の向上に取り組むため、配当性向については連結純利益の 30%程度を維持し、中間配当、期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。また、利益水準に関わらず安定配当として 1 株につき年間 20 円の配当を維持いたします。ただし、連結純利益が配当総額を下回る場合は、連結純利益の範囲内での配当といたします。

4. 株主優待制度について

当社は、毎年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された当社株式100株（1単元）以上保有の株主様を対象として、以下のとおりクオカードを贈呈いたしております。

継続保有期間3年未満の株主様	クオカード1,000円分
継続保有期間3年以上の株主様	クオカード1,500円分

今回、上記株式分割後におきましても、これまでと変わらず、当社株式100株（1単元）以上保有の株主様を対象として、上記のとおりクオカードを贈呈することといたしました。現行の株主優待制度の対象及び内容を維持することにより、実質的に株主優待制度を拡充いたしております。

なお、今回の株式分割は、効力発生日が2024年4月1日であるため、2024年3月31日現在の株主名簿に記載された株主様につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

5. 当社業務執行取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整

2021年6月22日開催の当社第67期定時株主総会において、当社業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の総数を年30,000株以内とし、株式分割が行われた場合には当該総数を合理的な範囲で調整することをご承認いただいております。

これに基づき、2024年4月1日より譲渡制限付株式の総数を年60,000株とさせていただきます。

以 上